

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、四箇池土地改良区が土地改良事業（単独市費補助土地改良事業（かんがい排水事業）松尾池上掛水路管理道地区）を行うことについて平成20年11月26日適当と決定した。

その関係書類を高松市産業経済部土地改良課において平成20年12月5日から同月25日まで縦覧に供する。

平成20年12月2日

香川県知事 真 鍋 武 紀